

○環境省令第七号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十六号）による改正後の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定に基づき、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月二十日

環境大臣 望月 義夫

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の

一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令の一部を改正する省令

（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第六十五条第一項に次の二号を加える。

七 申請前一年以内に、法第九条第一項の許可（鳥獣による生活環境、農林水産業若しくは生態系に係る被害の防止の目的又は法第七条第二項第五号に掲げる特定鳥獣の数の調整の目的とする鳥獣の捕獲等に係るものであって、登録都道府県知事の管轄する区域を対象とするものに限る。以下この項において同じ。）を受け、当該許可に係る捕獲等（以下この号及び次項第三号において「許可捕獲等」という。）をした者（申請前一年以内に、申請（以下この号及び次号において「今般の申請」という。）に係る狩猟者登録の対象となる狩猟期間の直近の狩猟期間についてこの号の規定に該当する者としての狩猟者登録（以下この号及び次号において「直近期間の第七号該当登録」という。）又は次号の規定に該当する者としての狩猟者登録（以下この号及び次号において「直近期間の第八号該当登録」という。）を受けた場合にあつては、直近期間の第七号該当登録についての法第五十六条の申請書（以下この号及び次号において単に「申請書」という。）を提出した日又は直近期間の第八号該当登録についての申請書を提出した日のいずれか遅い方の日から今般の申請に係る申請書を提出する日の前日までの間に許可捕獲等をした者）である場合にあつては、その旨

八 申請前一年以内に、法第九条第一項の許可を受けた者の従事者（法第九条第八項の規定により交付を受けた従事者証（以下この項及び次項において単に「従事者証」という。）に係る従事者に限る。次項第四号において同じ。）として、鳥獣の捕獲等に従事（以下この号において「許可捕獲等に従事」という。）した者（申請前一年以内に、直近期間の第七号該当登録又は直近期間の第八号該当登録を受けた場合にあつては、直近期間の第七号該当登録についての申請書を提出した日又は直近期間の第八号該当登録についての申請書を提出した日のいずれか遅い方の日から今般の申請に係る申請書を提出する日の前日までの間に許可捕獲等に従事した者）である場合にあつては、その旨

第六十五条第二項に次の二号を加える。

三 前項第七号の規定に該当する者にあつては、許可捕獲等に係る法第九条第七項の許可証の写し又はこれに準ずる書面及び当該許可捕獲等に係る法第九条第十三項の報告を記載した書類又はこれに準ずる書類

四 前項第八号の規定に該当する者にあつては、従事者証の写し又はこれに準ずる書面並びに従事者として従事した鳥獣の捕獲等の結果として捕獲等に従事した場所、その捕獲等をされた鳥獣の種類別の

員数及び処置の概要を記載した書類又はこれに準ずる書類

第六十六条第一項中「及び」を「の別、」に改め、「區別」の下に「及び前条第一項第七号又は第八号の規定に該当する者であるか否かの別」を加える。

様式第十七（裏面）備考4中「登録」を「登録」、別表第六十五條第一項第七号又は第八号の規定に該当する者として狩猟者登録を受けた場合にあつてはその旨、」に改める。

（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令の一部改正）

第二条 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令（平成二十七年環境省令第三号。以下「整備省令」という。）の一部を次のように改正する。

第一条のうち鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第一条の次に二条を加える改正規定のうち第一条の二に係る部分中「別表第二」を「別表第一」に改める。

第一条のうち鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第三条の改正規定中「改める」を「改

め、「別表第一」を「別表第二」に改める」に改める。

第一条のうち鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第十九条の次に十二条を加える改正規定のうち、第十九条の二第二項第十二号に係る部分中「過去」を「申請前」に、第十九条の四第三項に係る部分中「前項」を「第一項」に、第十九条の八第一号に係る部分中「申請日以前三年の間」を「申請前三年以内」に改め、第十九条の九第五項に係る部分を削り、同条第六項に係る部分を次のように改める。

5 認定証の交付を受けた者は、これを亡失したときは、書面をもって遅滞なくその旨を交付を受けた都道府県知事に届け出なければならない。ただし、第四項の申請をした場合は、この限りではない。

第一条中鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第六十五条の改正規定を次のように改める。

第六十五条第一項第七号中「鳥獣による生活環境、農林水産業若しくは生態系に係る被害の防止の目的又は法第七条第二項第五号に掲げる特定鳥獣の数の調整」を「鳥獣の管理」に改め、同項第八号中「許可を受けた者」の下に「（法第十四条の二第九項の規定により法第九条第一項の許可を受けた者」とみなされた者を含む。次号において同じ。）」を、「法第九条第八項」の下に「（法第十四条の二第九項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を、「に係る従事者」の下に「であつて、次号に該

当しないもの」を加え、同号の次に次の一号を加える。

九 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であり、かつ、申請前一年以内に、登録都道府県知事の管轄する区域内において、認定鳥獣捕獲等事業者（法第九条第一項の許可を受けた者に限る。）の従事者証に係る従事者として、当該認定鳥獣捕獲等事業者による認定鳥獣捕獲等事業としてされた鳥獣の捕獲等に従事した者である場合にあつては、その旨

第六十五条第二項に次の一号を加える。

五 前項第九号の規定に該当する者にあつては、その捕獲従事者として所属する認定鳥獣捕獲等事業者が受けている認定に係る認定証の写し、様式第十六の二により作成した証明書（当該認定鳥獣捕獲等事業者が、申請者がその捕獲従事者であることを証する書面をいう。）、申請前一年以内に登録都道府県知事の管轄する区域内において認定鳥獣捕獲等事業者による認定鳥獣捕獲等事業として鳥獣の捕獲等がされたことを証する書類並びに当該鳥獣の捕獲等に係る従事者証の写し及びこれに準ずる書面

第六十五条第九項第三号中「若しくは」を「又は」に改める。

第一条中鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第六十六条の改正規定を次のように改める。

第六十六条第一項中「又は第八号」を「第八号又は第九号」に改め、同条第四項中「第五十七条第一項」の下に「各号」を加え、「行った」を「与えた」に改める。

第一条中鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第八十条の改正規定を次のように改める。

第八十条中「第二号」を「第二号、第三号、第五号」に、「第三号」を「第七号」に、「第四号」を「第八号」に、「第八号、第十号」を「第十二号、第十四号」に、「及び第十一号」を「第十五号及び第十六号」に改め、第十二号から第十九号までの各号を五号ずつ繰り下げ、第十一号を第十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

十六 法第七十五条の二に規定する権限

第八十条中第三号から第十号までの各号を四号ずつ繰り下げ、第二号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 法第十四条の二第三項に規定する権限

第八十条中第一号を第四号とし、同号の前に次の三号を加える。

一 法第七条第六項（法第七条の二第三項及び法第十四条の二第四項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する権限

二 法第七条の三第四項（法第七条の四第三項において準用する場合を含む。）及び同条第五項において読み替えて準用する法第七条第五項及び第七項に規定する権限

三 法七条の四第三項において読み替えて準用する法第七条第五項及び第七項に規定する権限

第一条中鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第八十条の改正規定の次に次のように加える。

別表第一を削る。

別表第二中「第四条関係」を「第一条の二関係」に改め、同表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第二 狩猟鳥獣（第三条関係）

科名	種名
動物界	

一 鳥綱

(一) きじ目

きじ科

エゾライチョウ (テトラステス・ボナスイア)
 ヤマドリ (スイルマテイクス・ソエンメルリンギイ) (亜種コシジロヤマ
 ドリ (スイルマテイクス・ソエンメルリンギイ・イジマエ) を除く。)
 キジ (フアスイアヌス・コロキクス)
 コジユケイ (バンブスイコラ・トラキクス)

(二) かも目

かも科

ヨシガモ (アナス・ファルカタ)
 ヒドリガモ (アナス・ペネロペ)
 マガモ (アナス・プラテユリユンコス)
 カルガモ (アナス・ゾノリユンカ)
 ハシビロガモ (アナス・クリユペアタ)

	<p>オナガガモ (アナス・アクタ)</p> <p>コガモ (アナス・クレカ)</p> <p>ホシハジロ (アイテユア・フェリナ)</p> <p>キンクロハジロ (アイテユア・フリグラ)</p> <p>スズガモ (アイテユア・マリラ)</p> <p>クロガモ (メラニタ・アメリカナ)</p>
<p>(三) はと目</p>	<p>キジバト (ストレプトペリア・オリエンタリス)</p>
<p>はと科</p>	
<p>(四) かつおどり目</p>	
<p>う科</p>	<p>カワウ (フアラクロコラクス・カルボ)</p>
<p>(五) ぺりかん目</p>	
<p>さぎ科</p>	<p>ゴイサギ (ニユクテイコラクス・ニユクテイコラクス)</p>
<p>(六) つる目</p>	

二 哺乳綱	すずめ科	ニユウナイスズメ（パセル・ルテイランス） スズメ（パセル・モンタヌス）
	むくどり科	ムクドリ（スポデイオプサル・キネラケウス）
	ひよどり科	ヒヨドリ（ヒプスイペテス・アマウロテイス）
		ハシブトガラス（コルヴス・マクロリユンコス）
		ハシボソガラス（コルヴス・コロネ）
	からす科	ミヤマガラス（コルヴス・フルギレグス）
	(八) すずめ目	
		タシギ（ガルリナゴ・ガルリナゴ）
	しぎ科	ヤマシギ（スコロパクス・ルスティコラ）
	(七) ちどり目	
	くいな科	バン（ガルリヌラ・クロロプス）

		(一) ねこ目	
	いぬ科	タヌキ (ニユクテレウテス・プロキオニデス) キツネ (ヴルペス・ヴルペス) ノイヌ (カニス・ファミリアリス)	
	ねこ科	ノネコ (フェリス・カトウス)	
	いたち科	テン (マルテス・メランプス) (亜種ツシマテン (マルテス・メランプス ・ツエンスイス) を除く。) イタチ (ムステラ・イタツイ) (オスに限る。) チヨウセンイタチ (ムステラ・スイビリカ) (オスに限る。) ミンク (ムステラ・ヴィゾン) アナグマ (メレス・メレス)	
	あらいぐま科	アライグマ (プロキオン・ロトル)	
くま科		ヒグマ (ウルスス・アルクトス)	

備考	うさぎ科	ユキウサギ（レプス・テイミドウス） ノウサギ（レプス・ブラキュウルス）
	(四) うさぎ目	
	ヌートリア科	ヌートリア（ミオカストル・コイプス）
	りす科	タイワンリス（カルロスキウルス・エリユトウラエウス） シマリス（タミアス・スイビリクス）
	(三) ねずみ目	
	しか科	ニホンジカ（ケルヴス・ニホン）
	いのしし科	イノシシ（スス・スクロファ）
	(二) うし目	
	じゃこうねこ科	ツキノワグマ（ウルスス・テイベタヌス） ハクビシン（パグマ・ラルヴァタ）

種名の後の括弧内に記載するただし書き以外の呼称は学名である。

第一条中鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則様式第十六の改正規定を次のように改める。

様式第十六中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「効力停止」を「効力停止」に、「記載すること。」を「記載すること。」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令摘要」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令摘要」に改め、同様式の次に次の一様式を加える。

第 号

認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であることを証する証明書

下記の者は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 18 条の 6 第 1 項に規定する認定鳥獣捕獲等事業において捕獲等に従事する者であることを証明する。

住所：

氏名：

年 月 日 発行

認定鳥獣捕獲等事業者名
代表者氏名 印

認定をした都道府県知事名
認定証の交付年月日
認定証の番号

(注) この証明書は、本証明書が発行された日から 3 か月以内に限り有効とする。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

第一条のうち鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則様式第十七の改正規定中「改める」を「改め、同様式（裏面）備考4中「ア」を「ア」に改める」に改める。

第一条のうち鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則様式第十九の改正規定中「備考」を削る。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（環境省関係鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律施行規則の一部改正）

第二条 環境省関係鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律施行規則（平成二十年環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「表面の備考の欄には、「」を「規則第六十五条第一項第七号又は第八号の規定に該当する者として狩猟者登録を受けた場合」」に、「表面の備考の欄には、対象鳥獣捕獲員の狩猟者登録を受けた者

にあつてはその旨、」を「規則第六十五条第一項第七号若しくは第八号の規定に該当する者又は対象鳥獣捕獲員として狩猟者登録を受けた場合」に改める。

第二条第一項中「狩猟免許の種類及び狩猟をする場所の区別」を「狩猟免許の種類、狩猟をする場所の区別及び前条第一項第七号又は第八号の規定に該当する者であるか否かの別」に改め、「鳥獣被害防止特措法」の上に「前条第一項第七号若しくは第八号の規定に該当する者又は」を加える。

(整備省令の一部改正)

第三条 整備省令の一部を次のように改正する。

附則第六条第三号を削る。

附則に次の一条を加える。

(環境省鳥獣被害防止規則の一部改正)

第七条 環境省鳥獣被害防止規則の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改め、同条中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

「施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に、「又は第八号」を「第八号又は第九号」に、「若しくは第八号」を「第八号若しくは第九号」に改める。

第二条の見出し中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改め、同条第一項中「又は第八号」を「第八号又は第九号」に、「若しくは第八号」を「第八号若しくは第九号」に改める。